

第4回 足場からの墜落防止措置に関する調査研究会

平成19年7月23日（月） 15:00～17:00

（社）日本ボイラ協会 2階 講習室

事務局 それでは定刻となりましたので、ただいまから第4回「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」を開催したいと思います。本日から議事録をしっかりとりたいということで、マイクを使いたいと思いますのでよろしくお願いします。

まず最初に資料の確認をさせていただきたいと思います。お配りした資料で最初が座席表、次がメンバー表、その次が第4回、今回の議事次第、次のページ資料No. 4-1が、前回修正ということで第2回の議事要旨を修正したものです。それから5ページほど行きまして、資料No. 4-2は第3回の議事録概要(案)として提出しました。また5ページほど先に行きまして、資料No. 4-3が「具体的検討項目の検討内容の整理について」。資料No. 4-4が「足場安全に係る国際比較表(第2版)」。これが3ページほどまたありまして、次に資料No. 4-5「足場の組立て・解体中における足場からの墜落災害(9名)の分析」。資料No. 4-6が国土交通省大臣官房技術調査課長からの通知で、「平成19年度における建設工事事務事故防止のための重点対策の実施について」。これがずっと続きまして、資料No. 4-7が「厚生労働省提出資料」で、その2ページ後に資料No. 4-8「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」実務者ヒアリング実施要項(案)。最後に資料No. 4-9「足場からの墜落防止措置に係る労働安全衛生関係法令等」です。

資料が不足している方はいらっしゃいませんか。

先般、国土交通省で人事異動がありまして、国土交通省建設市場整備課長につきましては、本日より石崎課長が本研究会のメンバーとなりました。よろしくお願いします。

石崎委員 石崎でございます。どうぞよろしくお願いします。

事務局 それでは議事に入りたいと思います。三浦座長よろしくお願いします。

三浦座長 足元の悪い中、ご参集いただきましてどうもありがとうございます。早速、議事に入りたいと思います。

前回、研究会の中で意見がありました。前々回の第2回研究会の議事録の修正要請がございました。それを確認したいと思います。事務局から要点をよろしくお願いします。

事務局 それではお手元にお配りしております資料No. 4-1について修正資料を添付してございますので、こちらにつきまして修正内容をご説明申し上げます。

まず1ページ目の3番目に「アメリカ、カナダ等の足場の基準」という項目がございますが、この部分につきまして、小野委員提出資料に基づいて、我が国、フランス、ドイツ、英米、カナダの足場安全の比較について、「足場安全に関する国際比較表」のとおり、各国とも「2段手すり」「つま先板」の設置が標準仕様になっているという部分を補足しております。下線部分につきまして追記・修正を行っております。

めくっていただきまして2ページ目、5番目の「検討項目1-(1)「90cm以上」という項目がございます。こちらの中の(5)で造船業にかかわる記述ですが、この中で「中小・零細メーカー」においてという部分、またメッシュシートを法規制する前に、現行法令の遵守の徹底の必要性の内容、あるいは中小・零細企業における解釈例規の位置づけに係る部分について、追記・修正を行っております。

また2ページ目の下のほうの7番目、「検討項目1-(3)「単管足場」という項目がございますが、ここにつきまして、河尻委員の資料内容にかかわる記述をより具体的に明記した内容、また、めくっていただきまして3ページ目に、小野委員提出資料に基づいて、より発言に即して詳述な内容に追記を行っているというような修正を行っております。

河尻委員の発言部分につきましては、こちら側の実験の内容について、具体的に目的あるいは今回この実験を行って特筆すべきこととして、人体ダミーを用いられた内容、最後に実験結果のまとめという部分について追記を行っております。

あと、小野委員の提出資料の部分につきましては、ご発言に即しまして、JISの原案作成に関する公開検証実験に関する内容、また、平成15年1月においてなされた検討会の配付資料に関する実験結果の内容、3番目としましては、メッシュシートにおける役割と申しますか、人の墜落・転落防止のみならず飛来・落下物(防止)としての機能が非常に重要であるといった部分、「足場先行工法に関するガイドラインの活用の手引」に関する内容、また、人が墜落した際にメッシュシートが外れた事故事例の部分に係る詳しい内容について追記してございます。

概要は以上でございます。

三浦座長 訂正要望を出された委員の方々は……。これは事前送付してあったんですか。今日初めて見る資料でしょうか。

事務局 今日初めてです。

事務局 関係者には。

三浦座長 関係者には配付済み。よろしゅうございませうか。

高橋(元)委員 ちょっとおかしいところがあるので。3ページから4ページにかけてですが、主に4ページの3行目の丸(○)のところの私どものテキストですが、この内容は、あくまでも低層住宅用のシートの話であって、いわゆるビル建築用の手すり先行工法に関するガイドラインのシートとは違うものです。それをこういうふうな前提として、「足場からの墜落防止措置を施したと認める根拠が無いことについて、次のとおり報告があった」というような形の中で、これを入れられると私どもは非常に困るんですね。要するにこれは関係ないと思います。これはぜひとも削除してもらわないと困るという

ことです。

それからもう一つ言うならば、その下のメッシュシートが外れた事故事例のところですが、「十分な安全対策を行ったと言えず」ということは、やはりこれに反するんですよね。こういう言葉をあの場でおっしゃったかどうかよくわからないのですが、こういうふうに入れると私どもとしては非常に困ります。

三浦座長 そういうご意見が出ました。これは小野委員の発言に対しての再訂正であるということですが、小野委員、何かご意見はございますか。

小野委員 私はそうは思っておりませんので。

高橋(元)委員 そう思っていないということではなくて、事実と反する。だからそれを言われると、私どもが出しているテキスト、この『手すり先行工法に関するガイドライン』に書いてあることと、それからこの『足場先行工法に関するガイドライン』に書いてあるところが矛盾するわけです。こういうことをこの場で言ってもらいと困るのです。

小野委員 いや、私は矛盾しないと思っているのと言っていいんです。よく資料を見てみてください。

高橋(元)委員 私どものを言いますと、この『足場先行工法に関するガイドライン』については、あくまでも低層住宅用のメッシュシートに関して言っているわけです。ですから、手すり先行工法で使っているものとは違うものです。それなのに、ごちゃ混ぜにして書かれると、私どものやっているその……。これは公式に使っているテキストです。それをこのように言われたら、私どものテキストそのものがおかしいと言っているのと全く同じだと思います。

三浦座長 4ページ目の最初の丸、3行目からの分は低層用であって……。

高橋(元)委員 そうです。こちらのものとこちらのほうをごちゃ混ぜにしているんです。

三浦座長 低層用であって、ここで言っているのは、「足場先行工法に関するガイドラインの活用の手引」。

高橋(元)委員 そうですね。だから使っているものが違うのです。

三浦座長 ということは、ここでの発言は……

高橋(元)委員 恐らくこれはミスプリントじゃないですか。

三浦座長 現時点ではあくまでも……

高橋(元)委員 これは非常に困るのは、私どもはこれだけ講習会を全国でやっていて、これが違うということになったら……

三浦座長 ちょっとお待ちください。足場先行工法のガイドラインであくまでも飛来防止のために使用するものとして取り扱わないというのは、明らかな間違いだということですか。

高橋(元)委員 そこが違っているのではなくて、全体を読んでもらいたい。その前の文から読まないで、ここだけを取り上げたら確かにこれで合っているんです。その前に、これは前提として低層住宅用のものですから、使っているシートそのものが違うのです。そのために我々はこれをわざわざそういうふうにしたんです。

三浦座長 よくわからない。どういうことでしょうか。

小野委員 これをよく見てもらえばわかると思います。

河尻委員 私が知る限り、この足場先行工法のほうは今ご説明があったように、木造家屋、低層住宅の建築工事に用いる足場に使用するメッシュシートということで、実は一般のビルに使うものとは違って非常に強度性能が弱い、低層用のメッシュシートというのを使っているわけです。今、低層用ではほとんどそれを使っているわけです。一方で、5年前の実験に用いたメッシュシートは、木造家屋の低層建築工事用のものを除く、ビル建築の本足場に用いる、要するに昔から1類と呼んでいる、強度の強いメッシュシートを使った場合にどうかという話です。それで今、関係がないのではないかと言われたので、別のものだと言われたのはそういう意味だと思います。

しかも、手すり先行工法の足場設置基準のほうで、性能とそれから使用方法について規定がありまして、その規定に合格したものについてどうだろうかと。つまり、墜落防止の効果があるかどうかという実験をやったということです。そういう意味でいうと、先ほどの低層足場用のメッシュシートとは全く違ったものについて、一方はガイドラインを設けていますし、それから実験のほうは非常に限定された第1種のメッシュシートを使って、しかもその使用方法も手すり先行工法の基準の中で決められている。そういった状況のもとに使った場合に、どういう効果があるかという一実験だったわけです。そういうことで、いま高橋(元)さんから別のものだという意見があったと思います。

小野委員 私が提出した資料の中で、今の課題の件ですが、「以上のことから本項で対象とするメッシュシートは、JISの1類か金網併用での2類のシート、または社団法人仮説工業会の認定基準に適合した低層住宅用メッシュシート、いずれかを設置することが妥当と考えられる」ということを言っています。これは、1類も全部含めて言っているんですね。「なお、足場の外周にシートを設置した場合、何らかの墜落防止効果もあるものと考えられるが、その効果については具体的には明らかにされておらず、現時点ではこのシートを設置したことをもって墜落防止の措置とすることはできず、あくまでも飛来・落下防止のために使用するものとして取り扱わなければならない」とあります。ですから、含んでおります。

それから実験結果です。実験はどういうシートでやられたかは知りませんが、どんなシートを使おうが、一気に地上まで墜落することはなく途中の階で食い止められた。これを効果があるとしているんですね。落ちたものを途中で食い止める効果、それと落ちないようにすること、これは次元が全然

違うと思います。落ちたものを途中で食いとめる効果があるということで断言しているわけです。

高橋（元）委員 今回の小野委員の意見の落ちる、落ちないという話ではなくて、私はこの建災防の事業を進める上で、こういった一部分だけをとらえて、このガイドラインは違っているよと言われると困るということです。

小野委員 いやいや、一部だけじゃないです。解説書の表題は低層住宅用となっているかもしれないけれども、最後に帰結するところはメッシュシートは1類も含めて言っているんですね。

高橋（元）委員 いや違います。そういう趣旨で書いていません。

小野委員 それならそれを訂正してください。

高橋（元）委員 この場はこれを訂正する場ではないのです。これを業界の、例えばこちらですといわゆる木造建築用の団体に対して意見を聞きながら書いています。これはビル建築用の団体に対してつづけているわけですから。

小野委員 実験の結果を反映してそれが書かれたものと思うので、私は正しいと思います。

高橋（元）委員 わかりました。これは違っていますから、ここは訂正してください。

小野委員 この部分をとらえては、私は違っていないと思います。「1類も」とJ I Sの1類も含めて言っていますから。

三浦座長 難しいですね。

小野委員 難しくはないですよ。

三浦座長 高橋（元）委員はどこを訂正すれば正しくなるんですか。

高橋（元）委員 こういう形で出されるのだったら、ここは削って（ください）。要するに、こういうのがあるよというのだったらわかりますけれども、「小野委員の提出資料に基づき」と全体のくくりの中にこれがあるのが非常に困る。

小野委員 「以上のことから本項で対象とするメッシュシートはJ I Sの1類か」と、J I Sの1類も含めてここは言っています。

高橋（元）委員 私どもが手すり先行工法のガイドラインでメッシュシートのことについても言っているのは、あくまでも仮設工業会の認定品で、かつ認定基準に合ったもの、使用基準に合ったものを言っているわけです。

小野委員 仮設工業会の認定基準は、人の墜落・転落を防げるという認定基準になっているんですか。

高橋（元）委員 ここにもちゃんと書いてありますように、要するに墜落しても途中で防げる、途中で食いとめることができるという結論を用いています。

小野委員 認定基準にはそんなことは一切入っていません。

高橋（元）委員 もちろんそうです。

小野委員 ボルトなどの飛来・落下、物の飛来・落下を防止する目的としてメッシュシートが書かれています。

高橋（元）委員 それは事実ですけども、この手すり先行工法に書いてあるガイドラインでもって我々は今やっているわけですから、それをあたかも何かおかしいようなことを書かれると、我々が今やっている事業がおかしいことになる。

小野委員 私はおかしいからおかしいと言っているんです。だからこれは、当事者ではなくて第三者の人に判定してもらえばいいです。

鈴木委員 仮設工業会として、メッシュシートに関してはビル用のものと木造用のものがございます。その二つの内容には違いがあるということだけ申し上げておきたいと思います。

三浦座長 それで2冊あるわけですよ。

高橋（元）委員 そうです。ビル用と木造用と2冊あります。

三浦座長 お話をお伺いしていると、この「平成18年11月10日」から「使用してはならないことを示している」までのアンダーラインのここの部分だけをとると、記述上間違いはないとおっしゃるわけですよ。

高橋（元）委員 ここはこれをそのまま写しているだけです。

三浦座長 したがって、何々ではということが入れば問題ないわけですね。

高橋（元）委員 「では」というか、そうするとここで言っていることが何の意味もないわけです。もともとこの低層用については、我々はいわゆる改善措置機材に相当するなんて言っていないわけです。

小野委員 今、鈴木委員がビル用と低層住宅用と二つありますよと言われてました。ビル用はJ I Sの第1種にほとんど類似しています。それで、J I Sの第1類もそうですが、仮設工業会のビル用も人の墜落・転落防止用とは一切ありません。

三浦座長 ですから、ここの記述は低層用の場合ということですね。

高橋（元）委員 そうです。

三浦座長 だから、「低層用の場合」というのが頭にくっつけば何ら問題ない。

小野委員 そんなことはないです。この本文には、「J I Sの1類か」と低層も含めて言っています。

高橋（元）委員 実際には、我々がこの『足場先行工法に関するガイドライン』をつくるに当たっては、一般に使われているメッシュシートは非常に重くて使いづらいということで、低層用の住宅には低層用のシートを使いなさいというような方向づけで、このガイドラインにちゃんと書かれています。

三浦座長 足場先行工法というのは、もう一冊ありますね。

高橋（元）委員 これは手すり専用です。

三浦座長 手すりか。足場先行工法に関するガイドラインというのは、その低層……。

高橋（元）委員 これは低層用です。

三浦座長 そのガイドラインの中には、ここに書いてあることが記述されているわけですね。

高橋（元）委員 そうです。

三浦座長 では問題ないんじゃないですか。

高橋（元）委員 あくまでも低層用だと。それを前提にしないとおかしくなります。

小野委員 文書は低層用に限らないということを書いてあります。

それともう一つお聞きしますけれども、河尻さん、実験は低層用でやられたわけですか。

河尻委員 いや、そうじゃないです。

小野委員 ではビル用でやられているわけですね。

河尻委員 実験そのものは低層用ではないわけです。ビル用のメッシュシートを使って、いわゆる手すり先行工法のときの改善措置機材と定義づけられているものを主体にしてやったということです。だから、本足場を対象にして、しかもメッシュシートは低層用じゃないものです。

先ほど言われていたように、低層用の足場先行工法の中でも1種のものを用いてもいいとは表現してはいますが、現実にはほとんどそういうことはないわけで、大部分が低層用のメッシュシートが用いられているということで、使用するということについて、それを妨げることは別にしないと。例えば1種のものを持ってきて低層の足場につけたといっても、それはよくないことだよとは言わない。つまり、強度上はぐっと大きいものですから、それはいいんだけど、現実にはほとんど用いられていないということです。

小野委員 座長、この本文に載っているのはそのとおりですから、これは私も間違いありません。しかし、求めるものは何かといたら、一たん墜落したものを途中で食いとめる効果を是とするのか、落ちないようにするのが是なのか、そこだと思います。落ちたものを途中で食いとめる効果があるので、メッシュシートは墜落防止に役立つよと。

三浦座長 ただいまのご意見は二つ目のほうの丸ですね。

高橋（元）委員 二つを混同してはいけません。

三浦座長 だから一つはこういうことで、二つ目にこういうことがあるということで、最初の丸と次の丸を混同している。

高橋（元）委員 違うことをきちんとしておかないといけません。

小野委員 私は全然違わないと思いますから。この文章の解析はちゃんと第三者がやってください。

三浦座長 ここに書いてあることは間違いないと。

高橋（元）委員 そうです。だけど前提がそういうふう……。

三浦座長 前提が違うというご意見は、片や低層である、小野委員は低層を含めてと。高層を含めてになるのかな。

小野委員 1類も含めてと書いていますから。

三浦座長 どうもこの意見の相違ですね。

高橋（元）委員 私の意見を書いておいていただければそれでいいです。

三浦座長 この意見の相違で、記述されていることについては間違いはない。ただ、表現の仕方というか、ここに二つ書いてあることには間違いないけれども、この間で混同されては困るというのが高橋（元）委員のご意見。では、そこをひとつ議事録で明記しておいてください。

小野委員 混同ではありませんから。それは高橋（元）委員の意見として出していただければいいですね。

三浦座長 高橋（元）委員の意見として。混同されては困りますという意見ですね。ここはちゃんとしておいてください。

事務局 議事録に残したいと思います。

三浦座長 だから議事録は重要なんですよ。はい、どうも。よろしゅうございましょうか。

小野委員 私が先ほど読んだとおりですから。

三浦座長 何か生煮えのようですけども、私も法律家じゃないもので文章をどう表現するのがいいのかよくわかりません。この丸2点について、書いてあることは間違いないけれども、趣旨の点、いわゆる内容、低層用であるとか低層用のシートで実験はやっていないとか、そういうことですね。そういう前提条件がないと、このままの議事録がひとり歩きされては困るという高橋（元）委員からの意見陳述があったとしておいてください。よろしいですか。

高橋（元）委員 はい、いいです。

三浦座長 次はどうするんだったっけ。はい、どうぞ。

中部委員 2ページのところの6番の「中さん」のところですが、(2)「住宅メーカーの大手は中さんを入れているが」とあるのですが、これは一部分で、大手一部のことを入れていただきたい。というのは全部が入れているわけではありませんので、住宅メーカー一部の大手は中さんを入れているところもあります。これは全部にとられるとちょっと困りますので。

三浦座長 (2)の中に、「大手は中さんを入れているが」とありますが、これでは不十分。

中部委員 これでは全部の大手が入れているように見られますので。

三浦座長 一部のですか。

中部委員 「一部の」を入れていただければと。

三浦座長 ほかに何かご意見はございますか。ないようでしたら、先へ進ませていただきます。

次は第3回。今のは第2回だったんですね。次は「第3回議事録概要(案)」。これは各委員のお手元に事前配付されていると思いますが、要点を事務局がつくってきております。その要点について事務局から読み上げをお願いいたします。

事務局 (資料No. 4-2の説明)

三浦座長 要約ですから、前後の議論が欠けているという嫌いは多々あるかと思いますが。事前に議事録(案)はお送りしたんですね。

事務局 事前に全部の議事録を起こしたものを送りしてあります。これも送りしていると思います。

三浦座長 お送りしたのについてご意見はございませんでしょうか。

前川(邦)委員 意見ではないのですが小さな訂正があります。2ページの下から5行目の……

三浦座長 概要のほうですね。

前川(邦)委員 はい、そうです。いま読まれたやつです。2ページの下から5行目の私の発言で、「日建協」となっているのですが、これは「日建連」です。それから、私の発言のところが「前川(邦)」つきとただの「前川」となっているので、統一していただきたいと思います。

三浦座長 訂正はよろしいですか。

小野委員 今の4ページの上から2行目、「小野委員：大手は事故を起こしていないので、記録・保存は必要ないと考えている」。こういう発言は一度も私はしていません。大手は点検をやっていますという意見が皆さんですから、それじゃあそれでいいんじゃないですかと言っただけであります。

それと私は大事なことをもうちょっといろいろ言っているんですけども、この議事録概要には載っていませんね。ものすごく私は大事だと思うんですけども。

三浦座長 あれでしたらご指摘してください。

事務局 すべてのことを残すと、この前送った38ページの議事録ができてしまいますので、それはちよっと要約させていただきます。

小野委員 要約でも、大事なところはちゃんと載せてもらわないと困ります。

事務局 申しわけないですが、なかなか判断ができなかったもので、今こういう形になっています。

小野委員 0.3%の人の部分で会議をやってもどうかなのという事は言いました。それにくっつけて、これは等しく国民の問題、中小・零細、労働者の問題であるということです。資本家とか経営の立場の意見だけではだめだ、本当に労働者の意見を聞きましょうということを行いました。ですから、これは国民に等しくかかわる問題なので、これは国会審議にならざるを得ない問題である、重要ですよと言いました。そういうことも言っています。

それから堺委員からも、これは最終的には政治問題だということも言われています。この中にそういう大事なことが全然入っていません。ですからもう一度精査して、大事な精神の部分であるところ、基本スタンスの部分はずっと載せていただかないと困ります。

事務局 国会審議とかそういう話は、この研究会と全く関係ないことですので割愛させていただきます。

小野委員 私は関係ないというスタンスではありません。何しろ人の命にかかわることでしょう。安全・安心にかかわることが関係ないということはありませんよ。

事務局 すみません、国会審議ということとこの研究会というのとはあまり関係ないということです。

小野委員 総意に諮るべき重要な問題であるということを行いました。

事務局 それはわかりました。

三浦座長 言葉を選べばよろしいんじゃないですか。私も、堺委員の「政治の問題ですね」というのが印象に残っています。

高橋(哲)委員 一つ一つこの場で言うていただいてもしようがないので、事前にお送りしておきながら修正なしでこの場で言われるのは、議事の進行に非常に支障があります。書いてほしいことは自ら手を入れて、もう一度事務局に戻してください。それが当然の会議のルールです。

小野委員 これはいつ送ったか知りませんが、私の手元にもらったのはけさですよ。

高橋(哲)委員 では、事務局が遅かったのはやむを得ないにしても、こう言ったと次回までに早急に直していただいたものを(事務局に戻してください)。ただ、実際に議事録はすべてとっていますので、書いていないことは含めません。そういう形でしていただくほうが早いのではないのでしょうか。

三浦座長 今日から速記も入っているようなので、かなり早く皆様のところにお届けできると思います。もし私はメールのほうが良いという委員の方がおられたら、事務局にメールアドレスをお届けいただければメールで提供できますね。

高橋(哲)委員 けさ届いたというのは事実ですか。

事務局 ACCESSさんにはかなり前、木曜日ぐらいに送ったはずですが。

高橋(哲)委員 どうなんですか、ACCESSさん。

小野委員随行者 私のところに着いたのは金曜日の午後ですね。ただ、理事長がそのままいるかいないかというのはわかりませんから。いずれにしてもいただいたのは金曜日、週末です。そこから見て直

すというのは、これだけの膨大な量ですから。作業的に土日もACCESSさんやりなさいと言われてばやって、今この時点でお話しすることはできませんでした。

高橋（哲）委員 今日に向けて土日もやっていただく必要はあると思いますね。例えばその場で直した期限入りのやつを出していただくとか、そういうふうにしてください。

事務局 わかりました。

小野委員 何しろ金曜日のことなので、私の手元に来たのはけさですから。けさ急いでこれ呼んで、こちらへやってきました。

事務局 小野委員に直接お送りしてもよろしいでしょうか。

小野委員 結構です。

事務局 ほかの方に送れという指示がありましたので。

小野委員 いずれにしても金曜日ぎりぎりです。翌月曜日でしょう。金曜日にいなかったらそれだけの話じゃないですか。

三浦座長 高橋（哲）委員のおっしゃるとおり、極力早くお送りして、事務局に議事の内容を戻す、意見の内容を戻すということで、この問題については決着したいと思います。

小野委員、これからでも遅くないので、訂正すべき点を事務局のほうへご提出ください。ほかに同様の意見だという方があったら、ぜひご訂正の上、事務局のほうにご送付願います。よろしゅうございましょうか。

要旨の中には、大槻委員がお話しされた「産業廃棄物は中小・零細といえどもちゃんとやっている、決まればやりますよ」といような意見もすごく印象に残っています。本文の中には入っています。何をもちょう重要な意見である、意見でないというのは、読む人、その議事要旨を編集する方々の物の見方・考え方によって変わるでしょうから、それはやむを得ないと思いますが、議事録はそういう形でピシッと残していく。今日からこうやって速記も入りますから、ちゃんと残ると思いますので、よろしくお願いたします。

先へ進んでよろしゅうございましょうか。次は具体的な検討項目ですが、これまで議論されてきたことの取りまとめを事務局のほうでして、この取りまとめ案をたたき台として各委員の方にご確認いただきたいということでございます。本日の議事進行の議論を、より明確なものとするために、一つずつ区切ってそこに書いてございます。資料はNo. 4-3でございます。それでは、事務局からよろしくお願いたします。

事務局 それでは今、座長からご紹介いただきました資料No. 4-3「具体的検討項目の検討内容の整理について」をごらんいただきたいと思っております。本日は、配付資料の一番末に資料No. 4-9としまして、労働安全衛生法の関係条文をつけておりますので、こちらのほうもあわせてごらんいただきたいと思っております。

まず検討項目1の(1)でございますが、足場の手すりの高さを「75cm以上」から引き上げることにについてという意味で、ご検討いただきました。検討のポイントといたしましては、手すりの高さを「75cm以上」の義務付けから引き上げることが適当であるかどうかでございます。

前回までのコメントにつきましては、手すりの高さについて、現行75cmでは低いことから、現行規定を見直すべきである。

大手建設業者が施行する現場では、足場の手すりの高さは、通常、90cmとなっている。

くさび緊結式足場については、ポケットの位置により、最も手すりの高さが低い場合、手すりの高さが84.4cmとなるものがある。

くさび緊結式足場については、手すりの高さを75cm以上から引き上げる場合、法令上の緩和措置ができないか。

くさび緊結式足場については、手すりの高さを75cm以上から引き上げる場合、補助ソケットを用いれば、手すり高さの調整が可能ではないか。

くさび緊結式足場の補助ソケットの使用については、構造（強度）的に問題がある。また、落下のおそれや高所での作業が増えるなどの弊害が生じる。

このようなコメントが上げられております。

三浦座長 これは逐条審議ですね。そういう6点で事務局は取りまとめてきてくださっております。このうちの4番目が実は私が述べた意見でございます。90cm以上というのは、75以上も含まれるからいいのではないかという意見が一方であって、実は現実出ているのは、くさび式の足場で84.4というのがあると。これをどう取り扱うか。だから84以上というのもおかしい。90以上とする国際基準に合わせておいて、この木建のくさび式のものについては、法令上のテクニックで何か緩和措置ができませんでしょうかということ、高橋（哲）委員にお尋ねいたしました。この一件でございます。

できればこうした手法で90以上にし、くさび式についてはいずれはリニューアルがどんどん行われてくるでしょうから、リニューアルは目標の90以上というものに変えていく。その間、どれだけ時間がかかるかわかりませんが、暫定措置というような法制上の仕組みができないだろうかというご質問をしてあったわけです。

それに対して、事務局、厚労省からは私はお返事をいただいておりますが、ご検討いただいているものと思っております。そのほか残り5点について、いかような意見に集約していくかというのが、今日この研究会に与えられているテーマだということですね。いかがでしょうか。

鈴木委員 手すりの高さに関しては、私どものほうからお願いをした件もございますので、誤解を招かないように補足させていただきます。くさび緊結式の足場でも、基本的に90cmを目安に確保はできません。ただし、足場を組み上げたときのコーナー部分でありますとか、非常に限られた部分がくさびの位置の関係で、手すり足場の位置が一部85cmぐらいになることがありますよということです。業界としては基本的に安全で安心なものを認定等を行っておりますので、ごく一部にそういう状況が生じる可能性があるということで理解をしていただきたい。同じような話になって申しわけないですが、そういうことで柔軟な対応をお願いしたいということを申し上げました。

三浦座長 ありがとうございます。鈴木委員、前に私が言った、何かちょっと知恵を絞って緩和措置というような方法が講じられれば、それでよろしいと。

鈴木委員 大変ありがたいと思います。

三浦座長 高橋（哲）委員、よろしくをお願いします。

高橋（哲）委員 法令の緩和措置は、法規係にまだ正式な回答をもらっているわけではございませんけれども、手すりの高さというのは構造規格で決めたものとか、メーカー段階でつくったものについて新品から適用というような仕組みの法令の構成ではないわけですね。あくまでも使用基準といますか、安全衛生法上の措置基準として書いたものですから、一般的に緩和措置というのは前例はございません。検討は引き続きさせていただくことにしております。

一つお聞きしたいのは、新品が出始めてから古いやつが一掃されるまでに一体何年かかるのか。恐らく緩和措置に何年かかるのかということと、そんなことをという話になると思うんですね。これは何年ぐらいかかるのでしょうか。

関山委員代理 ここで言われているくさび緊結は、基本的には住宅が多いんですか。一般のビルにはないでしょう。

鈴木委員 基本的には低層住宅のほうが多い。

関山委員代理 そうですよ。だから、我々としては基本は低層住宅の足場は持っていません。我々レンタルはほとんどビル用ですから。

高橋（哲）委員 では、むしろ中部委員のほうにご存じですかね。新品に入れかわるのは大ざっぱで何年ぐらい。恐らくそんなにすぐにかえてくれるわけじゃないと思うんですね。

中部委員 当然すぐには買いかえられませんので、さびて使い物にならなくなるぐらいとなりますと、耐用年数は相当長いと思います。それを例えば10年で区切るとか、20年で区切るとか、そういう感じのものではないかと考えられます。

高橋（哲）委員 足場は10年単位ぐらいは使うんですか。

関山委員代理 最低でもそのぐらい使わないと。

高橋（哲）委員 そうすると、10年の緩和措置というのは、緩和措置ができるかどうかという議論もありますし、くさび式だけで10年間そのままいいんですかという、説明づけが恐らく必要だと思います。そういう意味で私は否定的な感じがしますが、検討させていただきます。

三浦座長 前例がないとおっしゃいましたが、ひとつこの辺を例にして10年というのが暫定と言えないというのだったら、5年でもよろしいんじゃないでしょうか。多分5年もすれば、そういう規則ができると、それに従っていきますよね。

高橋（哲）委員 そうですね。我々としてもお願いしたい。

三浦座長 ですから積極的に考えて、法整備をする、規則を変えますということになると、高橋委員の一存で簡単にはいかないことは重々わかっておりますが、前例にないということではなくて、この辺で一つ区切りをつけておかないと先へ全然進まないと思いますので、何とかご努力をお願いしたい。

加藤委員 先ほどのくさび式の足場については、低層住宅しか使っていないというご意見だったのですが、確かに東京地区においてはあまり見かけない、木建業者さんが多いんですが、ただ中部地区においては、私は3～4年前まで名古屋地区にいたわけですが、かなりいろいろなところで、いわゆる木建さんではなくて、マンションとか高層住宅でも多く使われてきています。実情は地方によってばらつきがあるという現状を知っていただきたいと思ひまして、いま口を挟みました。

鈴木委員 加藤委員のおっしゃるとおりですが、ここで問題になっているのは、くさびのとまる位置が45cm間隔でついているものは85cmぐらいになってしまうということで問題なので、それ以外のビルで使われているものについては、手すりの高さとの関係でいえばクリアされています。その点は別の問題でここに挙がっているということでご理解をいただきたいのです。

三浦座長 高橋（哲）委員、中部では使っているけれども、そっちのほうは大丈夫だということでございます。

高橋（哲）委員 例外的な一部のレアケースだという話のようですね。

三浦座長 ひとつ知恵を絞って、よろしくをお願いしたいと思います。この一件については先へ進んでしまいたいと思います。もう90以上でいいと。せんだって鹿島さんの東京支店からの安全のマニュアルをちょうだいして見せてもらいましたら、95以上、中さん、つま先板、全部書いてあるんですね。それでやっているとおっしゃるわけですね。ですから、皆さんやっているんで、もう95ですよ。90以上じゃない、95以上になっていました。

現実、90以上で私は一向差し支えないと思います。要はレアケースのようでございますので、高橋（哲）委員に知恵を絞っていただくということで、この問題はけりをつけたいと思います。よろしゅうござい

ましようか。

ご意見はまだありますか。

事務局 足場の手すりの高さにつきましては、事務局側でまだ資料の精査ができておりませんので、具体的な数値を含めてまた次回以降にさせていただきたいと思えます。

三浦座長 またやるの。何でそんなに高さが好きなの。

高橋(哲)委員 法令の緩和措置との関係で、無理であれば。

三浦座長 そういうことですね。

高橋(哲)委員 そういう意味です。緩和措置が無理であれば、どうしてもやはり現状追認的なこともあり得るという意味でございます。

三浦座長 事務局は大変上司思いの発言をしたということですね。わかりました。それでは先へ行きます。どうぞ。

事務局 それでは、同じ資料 No. 4-3 の 1 ページ目下段のほうに移りたいと思えます。(2) としまして、手すりの高さ制限を「75cm 以上」から引き上げることによる「中さん」の設置について。こちらにつきまちは検討項目として、手すりの高さ制限を「75cm 以上」から引き上げる場合、「中さん」の設置を義務付けることは適当かというポイントでございます。

前回までのコメントといたしましては、手すりの隙間から、墜落している事故があるので、中さんの設置の義務付けが必要である。

住宅メーカーの大手は中さんを入れているが、中小メーカーで中さんを入れているところはほとんどない。

中さんを義務化するのであれば、仮設機材のユーザーの負担が大きい。

現在、中さんの設置について、取組みがあまり進んでいない業種、中小規模の事業場に対しては、これらの事業場に配慮することとしては、どうか。

以上のコメントが挙げられております。

三浦座長 ご意見をどうぞ。

菅原委員 先ほどの件のところですが、特例、特例ばかりの話をしているように思えます。現行のままでそんなに不自由はしていないのが現状だと思いますが、すべての今の思惑どおりに法制化で全部特例法を設けましょうと。これを法制化と言えんのですか。

例えば現状のままで何の不自由もないと言うとちょっと語弊がありますけれども、そこまで改定する必要はないのではないのでしょうか。各事業主にお任せすればいいのではないのでしょうか。1 メーターでも 2 メーターでも必要な人がつくるんです。以上です。

三浦座長 ほかにご意見はございますか。

中部委員 (2) の中さんの話ですけれども、これはなぜ必要なのか。中さんから墜落した件が 1 件低層にもあったのですが、これはこの前事故の内容の報告というのがあったんですけども、実際の作業をしていて中さんがなくて落ちて死亡した事例です。全体から見れば、この 3 番目にも入っていますように、非常に費用負担がユーザーにかかってまいりますので、そのところは問題があるのではないかと思います。

三浦座長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

堺委員 以前にもちょっとお話ししましたけれども、現状、900 (ミリ) で 450 (ミリ) のところに中さんを入れるという形で大体大手、中手はなっています。例えばロープで手すりをやるという会社が見受けられるんですね。なぜロープがだめか。現状はだめじゃないんですね。解釈例規に墜落のおそれのないものであればいいということになっている。ところが、ロープで手すりをやった場合、造船業ですいろいろなケーブルを同設していくわけです。その重みで手すりが下がってくる。そうすると、中さんを入れていても 450 からぐっと下がる。また、上段のところはロープでやりますと 900 か 850 ぐらいになる。こういうことがありますので、むしろ解釈例規に書いてある墜落のおそれのないものであればいいというのが、鋼製の手すりというふうに改めたほうが私はいいと思えます。

高橋(哲)委員 今の点ですけれども、前から解釈例規でしか書いていないのは非常にわかりにくいということもございましたので、法条文の中に入れる方向で進めていきたいと思えます。鋼製と書くか、たわまないと書くのか、丸太足場がありますので、まだ鋼製となかなか書きにくいんですね。ただ、たわむことのない材料であることとか、手すりの材質について規定するというのを、いま解釈例規でやっていますけれども、それを法令上明確に書くということは私も必要ではないかと思います。

三浦座長 貴重なご意見でございました。欧米などはウッドを使いますね。何も鋼製、スチールパイプには限らないというご意見ですね。たわまなければいいというご意見です。その辺の解釈例規は変えるというお考えですか。

高橋(哲)委員 解釈例規から規則のほうに上げて明確にすると。

三浦座長 規則に上げていくというご意見でございます。中さんに近いような話でございますが、大方要らないよというご意見です。

加藤委員 評価の問題だと思いますが、前回の議事録の 7 項目目にありますように、河尻先生の実験結果では、メッシュシートについては墜落防止効果が認められるという話。小野さんの意見では、ここはメッシュシートというのはいもう認められないよと。だからいつまでも平行議論になっているわけです。私は、現実的にはメッシュシートというのは現場で考えると、かなり墜落防止効果というのが

あると思います。こういう評価の違いによって、いつまでたっても全然議論がかみ合っていないのではないかと思います。このメッシュシートというのをきちんと評価すべきなのではないかという気がします。

三浦座長 河尻委員、何かご意見はございますか。

河尻委員 おっしゃるとおりです。私の実験の説明のときにも申し上げましたが、こういう実験というのは、条件をどう設定するかによって結果がすごく大きく変わるわけです。前やった実験では、ある条件のもとに、しかも人体ダミーを使って、その人体ダミーをどういう体勢で落とすかとか、そういう条件が入ってくるわけです。そこをどうするかによってどうにでもなるわけです。そういうことであるので、実験だけで結論を出そうということは非常に無理があるんですよね。そこをどうするかという話になると思います。

今現在、実験的には二つの結果があるということで、もし疑問があるということであれば、また改めて何か実験的なものを皆さんが納得いくまでやるということも考えられるような気がします。

三浦座長 実験を積み重ねるという、手法公開制度そのほかも踏まえて、実験の条件だけでなく、どういう形の実験をするかということも踏まえて、もう一回やるより仕方ないんですかねというご意見でございますが、平成何年だったか、数年前に国交省がフォローアップ調査をやられています。そうした現場からの実際のデータを、記憶で申しわけありませんが、たしか国交省は要因分析までやられていたような気がします。これはフィールドの事例を集められてやられている。平成18年ぐらいですかね。

そのフォローアップ調査というようなデータは、厚労省にも行っていないですか。小松さんが知らないというのはあれだな。これを取り寄せられて、しっかり研究すべきだと思います。中さん、つま先板、養生幕等々の点検を含めてフォローアップ調査データがあるはずでございますので、室長、ぜひ国交省から提供いただいて。

事務局 国交省さん、後ほどよろしく申し上げます。

三浦座長 ありますよね。

前川(秀) 課長(代理) 委員会でありますけれども、資料はございますし、使っていただくことについては全然問題ないかと思います。厚労省のほうにも資料はあるかと思います。なければ私のほうから用意します。

三浦座長 出している。出しているのがなくなるというのは厚労省はお得意ですから。今、社会保険庁の話をしているんですよ。なかったら、「ごめんなさい」と言ってもう一回もらってください。そして、十分検討されるべきだと私は思います。

恐れ入りますがご提供のほど、よろしく願い申し上げます。

ほかにこの件。

小野委員 先ほど河尻委員からお話がありました。みんなが納得するように公開実験をやりましょうと。私は大賛成です。とにかく公開検証実験をやりましょう。これは非常に大切なことですね。特に皆さんで納得し合わないのだめだと思います。それにはちゃんと公開検証実験をやることに大賛成です。

三浦座長 これだけのボリュームの実験をやるとなると、河尻委員、大変なお金もかかりますね。前回どのぐらいかかりましたか。

河尻委員 私が実験を計画したというよりは、私は実験の計画に参画したということで、お金の面についてはタッチしていなかったのによく知りません。いろんな条件を考えますと、かなりの組み合わせをやらないといけないんでしょうね。そこをうまく整理して、実験計画法でできるだけ少ない方法で結論を出すということになると思います。

才賀委員 小野理事長のほうはもう何十回もこの実験をやっているの、ビデオでも撮ってあるんじゃないですか。

小野委員 撮ってあります。

才賀委員 それで十分じゃないですか。

小野委員 いやいや、それでも目の前で、みんなが納得するためにはやっぱり公開検証実験をやられたほうがいいと思います。もちろんビデオもあります。J I Sの原案作成のときにやっています。

才賀委員 みんな素人じゃないので。

小野委員 それと河尻さんのほうが安研でやっていますよね。やっていますけれども、それでもこういう議論になるわけですから。

才賀委員 私はそのほうが金もかからなくて皆さんの時間も短縮できていいのではないかと思います。

三浦座長 多分ACCESSのほうではそういう実験をやられて、私はビデオを見た記憶がございません。たしか砂袋でやられていたと思います。一方はダミーの人形をお使いになっていますよね。そういう差もあるかと思いますが。小野委員もやるべきですよというご意見で、ではだれがどこで予算を組んでいつから始めるのかというのはまた別の問題ですが、人の命にかかわる問題ですから、しっかりと実験をやる。生体の人体実験はできっこないわけですから、いま河尻委員がおっしゃったように、しっかりと実験計画を立ててコストが大きくならないように、実験計画法などをうまく利用して要因分析を行うと。その要因分析を行う実験計画を立てるには、私は国交省のフォローアップ調査の要因分析などが非常に役立つのではないかと考えております。

高橋(哲) 委員 この委員会の議論が煮詰まらない部分はもちろん先送りということも考えられますけれども、実験結果については、河尻委員はまだ不十分とおっしゃっていますが、あれ以上のバリエー

ションといえますか……。まず落とすものが違っていますから、それがどちらが妥当かということで、ある程度結論が既に出ているのではないかと。墜落を防止できるかできないか、墜落を途中でとめるか、墜落をとめるのでいいのか、いわゆるゼネコン屋さんからいって、墜落して3層落ちてでも大したことないんじゃないかという判断にするのか、墜落を初めから絶対させないようにするのか。これ以上実験を重ねても、あと何が出てくるのが私にはわかりません。条件は何を変えるわけですか。

小野委員 ですから条件設定して、これならば効果なし、そういうものであってはなりません。しかし、これだけもめている話ですから。

高橋(哲)委員 ですから、それは足場から落ちるのを絶対防ぐか、3層ぐらいまで落ちてもしようがないかという、これをどう評価するだけじゃないですか。

加藤委員 私は河尻先生のやったやつを評価しますよと言ったわけです。だから、ネットで十分ではないですかという言い方です。

高橋(哲)委員 今とりあえず二つの実験結果があって、皆様方がどういうふうにも評価されているのか、どちらのほうが法令を見据えた上で妥当か。安全性が高いのはどちらかという点はもちろんですけども、現実的にこれが一番妥当じゃないかと。コスト、それから現場への普及状況も含めまして、今あるデータでも既に判断できるのではないかという気が私はするんですけども、ゼネコンさんはいかがでしょうか。

前川(邦)委員 今、高橋(哲)さんがおっしゃったとおりだと思います。私も両方の実験結果を見ましたけれども、仮設工業会がやった種々の条件は、あれだけやればもう十分ではないかと。一方、ACCESさんでやったほうの実験ですけども、足場の上で実際の人間がああいう条件になるとしたら、足場の上で跳びはねて飛びげりでもネットに向かってやらない限り、ああいうことにはならないような想定ですよ。ましてああいう状況で人が斜めに落ちるとなったら、ネットがなければいくら中さんがあろうと幅木があろうと、その間から落ちてしまうというのがありますよね。

そういうことを考えると、私は仮設工業会さんがやったほうの実験だけでも十分だと思います。まして、現実に仮設工業会さんでやった実験においても、実際には3段落ちるということは私が知る限りでは現実にまだ起きていないです。安心感という問題でも、ただ単に中さんや幅木があるというよりは、ネットがあるほうが働いている人に安心感がありますよね。[ネットがあるわけですから防壁になる?]と思います。

野中委員 私も全く同意見です。

小野委員 私が主張しているのは、交さ筋かいにメッシュシートを張りました。そこから落ちて死んでいる死亡災害の事例もこの前、渡しています。それから中さん、2段手すりの下側からも落ちて亡くなっています。メッシュシートが外れて落ちた、ひもが破れて落ちた、それから床板、布板とメッシュシートの間をすり抜けて落ちて死んでいる方もいる。災害事例をこの前お渡ししていますから、聞いているとか知らないとかではなくて、現実にもそうあるわけです。物理的にいかなることであろうと落ちて死ぬようなことを、この会議で是としていいんですかということです。死んだ事例はあります。しかも、その何倍の人の休業災害が起きているわけですよ。

前川(邦)委員 すみません、その事例は仮設工業会さんがやったような条件でちゃんとシートが張られていたかとか、そういうのが一切書いていないわけです。もう少し詳しいものを出してもらえばわかるのですが。

小野委員 この前お出ししているやつを見てください。

前川(邦)委員 ただネットがペラペラッと張ってあるというだけでは……

小野委員 仮設工業会でやったんじゃないです。それは安研でやりましたから。

前川(邦)委員 いやいや、災害事例ですね。実際起きた災害がどういう条件で起きたか。

小野委員 この前、第2回目のときにお出ししていますから。

前川(邦)委員 こういうふうにもネットを張ればという実験の条件と同じ条件で、そういう死亡災害事例が起きたかどうかということです。

高橋(元)委員 今の議題は、内容がどうのこうのではなくて、もう一度実験をやるかどうかということが恐らく主体になっていると思います。私も実験には立ち会っていないし、実験の企画もしていないのですが結果を見ると、ある程度条件を整えてそれなりの条件でやったわけです。それを採用してきたわけですから、再現できるかどうかということをするのも結構かもしれませんが、そう何回もやってもあまり意味はないんじゃないかと。これだけのデータがせっかく集まっているわけですから、これで判断することもできるのではないかと思います。

三浦座長 実験をやる、やらないの前に、ぜひフォローアップ調査をしっかりと読み込んでいただいて、国交省のデータを次回皆さんに資料としてご提供いただけますでしょうか。よろしいですか。それからの議論にいたしましょう。議論百出ですよ。

先ほど言った鹿島さんの例は、もちろんネットは張ってあったようですが、鹿島の社員が6層目の筋かいの間から落ちて死亡事故をされています。16年のことですね。だから、ないわけではないので、ネットを張ってあっても下まで落ちてしまうというケースもあるわけです。これは前回も大変議論になったのですが、大手さんはちゃんとやっている。いま言った鹿島さんは間違いなく大手さんですが、ごくわずか。前回のデータでいうと0.3%だったと。ところが70%近くは中小・零細で落ちているわけで、ここはやはり人の命の問題ですから、そう簡単に結論が出ない部分です。例えば河尻委員だって、あの実

験の結果、大丈夫だよと言ったがゆえに、その後死亡事故でも起きれば寝覚めが悪いと思います。これを理由に河尻委員の責任にして、ネットでいいよとここで結論を出すのは、河尻委員の人権にもかかわる問題になろうかと思っています。

ですからまずは実施例、実態を国交省が調査されてフォローアップしたわけですから、その辺のデータを皆さん共通の場で認識していただくということは大変重要だろうと思います。次回までにそれを解釈していただいて、共通認識として持ちたいと思います。よろしいでしょうか。

高橋（哲）委員 16年の鹿島の例というのもそのフォローアップに入っている例ですか。

三浦座長 それは鹿島から直接聞いている話で、厚労省さんのデータではありません。

高橋（哲）委員 死亡災害であれば、うちは全部把握しています。

三浦座長 あの中に入っていると思います。

高橋（哲）委員 16年ですね。

三浦座長 16年だったと思います。

高橋（哲）委員 鹿島建設ですね。

三浦座長 2006年ではなかったと思います。鹿島の社員です。

高橋（哲）委員 鹿島の社員さんですね。私どもはネットでいいかどうかというので災害事例を探しておりまして、小野委員から出た災害事例も精査してみましたけれども、とめ方などの条件が全くわからないんですね。そういう条件はきちんと設定した上でネット使用だと思えます。何カ所とめるとか、何段置きにとめるとか、ただ単にシートを張るという意味ではないと思えます。当然、使用基準と構造基準とのセットだと思えます。

今の鹿島の例を把握してうちでもう一回精査してみます。

事務局 死亡災害ですか。

三浦座長 死亡災害。

事務局 では確認します。

三浦座長 何回も言うようですが、人命にかかわる問題で、河尻委員が大丈夫だよと言ったから大丈夫だで死んだら、本当に河尻委員に迷惑がかかることに相なるわけですから、そういうことがないように、ここはひとつ慎重にピシッとデータを集め、こうあるべきだ論が出てきてよろしいかと思っています。

堺委員 先ほど座長が大手は幅木もメッシュシートもやられているとおっしゃいましたけれども、造船大手は幅木については本当に落下物があって下に人がいる、そういう箇所だけしか実はやっていません。それから、メッシュシートは建設の足場と造船の足場は全然違いますので、メッシュシートをやっている造船所はいくら大手でも1カ所もございません。だから、建設業と造船業は全く足場の構造が違いますので、そこはご認識いただきたいと思えます。

三浦座長 私は学識経験者というのとは一番嫌いな言葉なんです、私自身、未経験者でございますので、高いところに上るのはだめなんです。未経験の者がここで座長をやっているわけですから、皆さんのご意見を聞きながら（やりたいと思えます）。ただ、一つ重要なことはやっぱり人命だということです。

先ほど堺委員から事務局で造船を見学に行かれたと聞きましたが、いかがですか。その辺の感想なり何なりをお聞かせいただけますか。

事務局 私は呉のほうに行きまして、大手の造船会社さんともう一つは中小、どちらかという小規模のところと2カ所見学いたしました。大手さんにつきましては、いわゆる現行の安衛則に書いてあるようなことはしっかりやっています。ただ、堺さんが言われたように、幅木等については特にありません。小さいところに関しては、細かいところをいろいろ見てみますと、やっぱり安衛則に抵触しているといったら抵触しているようなところは少し見受けられました。

あと、その会社の特徴かもしれませんが、例えば手すりとか自社で独特のものを使っていますので、いきなり規則が変わるといのはかなり大変なことかなという感じはします。現行の基準においていろいろ強度を上げて使っているそうなので、それに変わることによってまた新たに一から、足場自体を全部リニューアルしなくては行けないぐらいの状況のようです。そういったような状況があることは今回、行った中でわかったということです。

三浦座長 堺委員、大体正しい認識ですか。

堺委員 IHIの呉だと思うんですけども、それぞれに現法規を守ってやっているのは事実です。ただ、今おっしゃった中でメッシュシートはなぜ使えないかという、建設業の場合は建物に沿ってBT足場なり枠組み足場があって、その外側をメッシュシートでくくるということです。造船足場は例えばタンク内に行きますと、大体25メートルぐらいはしごがあります。はしごの部分から上って行って渡って、仕事が終わってまた上ってということになりますので、要ははしご、昇降設備が外側にあるという解釈をしていただければいいのかなと。

それから箱物ではありませんし、常にどこか曲がったような格好になっていますので、非常に仮設がしづらい構造になっています。この議事録にも書いてありますけれども、そういう意味で基本的に建設足場と造船足場というのは違いますということです。

事務局 それで私も追加したいと思うのですが、大きい会社は例えば外壁などをやる場所は、大きいロックがあります。高所作業者は全部足場を使わずにやっているそうなので問題ないのですが、小さいところは場所がないので、どうしても足場を下から組んで外壁をいろいろやるようです。そのときに、先ほど堺さんが言われたように、曲線があって逆にこういうふうになっていますので、どうしても開口

部があつてそれを埋められないとか、そういうような問題がかなりある。それを防ぐのはなかなか難しいのかなど。さらにそれに幅木をつけて何とか何とかというのは、現状では時期尚早ではないかと考えています。

三浦座長 よくわかりました。同じ土俵で議論はできませんということですね。

前川(邦)委員 今後の議論のためにちょっと訂正していただきたいのですが。前回から大手のシェアが0.3%と、先ほど座長からもそういう発言がありましたけれども、たしか10億以上の資本金の会社の数で0.3%は正しいと思います。数を言っても何もならないわけです。私は調べたのですが、先日、建設経済研究所で2007年3月期の受注高が発表になっていますけれども、大手41社で13兆553億です。建設全体を通して53兆ですから、それで見ても大手41社だけで24.5%のシェアがあるわけです。

日建連の調査ですと、2006年で国内だけで日建連の加盟54社で、12.5兆円です。やはり53兆でこれを割りますと23.4%と、それだけでシェアが4分の1ぐらいあるんです。0.3なんてとんでもない話です。まして、[いま私が言ったような日建連対象?]、土工協対象、それから建築協対象で見ますと、その傘下は147社になります。その3者の合計はまだ把握していないのですが、単純にそれだけ増えるということでは、0.3というのはとてもおかしい話でありますので、以後使わないでいただきたい。4分の1強の発言だと思っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

三浦座長 0.3というのは、大手300人以上の事業者の中で発生する墜落事故は0.3%ですと、そういう意味での0.3ですよ。事業量じゃないですよ。

前川(邦)委員 だから同じだと思うんですけど、そこはちょっと私の勘違いかもしれませんが、できていますとか何とか言いながら、大手は除外というような感じの発言が前回からあるわけです。大手さんはしっかりやっているけれども、0.3ぐらいの割合しかないということですよ。やっぱりそういう発言はおかしいのではないかと思うので言っているわけです。建設業の全体の仕事量では、我々大手というのはそれだけのシェアを持っているのだから、我々の発言というのは重いんですよということを理解していただきたい。

三浦座長 それはわかりますよ。

前川(邦)委員 言っていることはわかりますけれども、私はその事故のことはちょっと勘違いしたので。

三浦座長 0.3というのは事故です。

前川(邦)委員 だから同じだと思います。

三浦座長 それで中小・零細が6割何ぼになりますというデータです。

前川(邦)委員 4分の1以上の仕事をやっている我々大手が努力しているから、それだけの数字を保っている。我々の意見というのはそれだけのものですよ、重いですよということです。

三浦座長 逆に言えば、私の意見を誤解しているか誤認しているか、悪くとっていますよ。

前川(邦)委員 そうです。

三浦座長 なぜ悪くとるんですか。

前川(邦)委員 悪くというか、そういうふうにとれる発言は訂正してくださいという意味合いで言ったわけです。

三浦座長 訂正することはない。あれは公的なデータですよ。

前川(邦)委員 だからその公的データの使い方がちょっと誤解されているのではないかという発言です。

三浦座長 いやいや全然誤解していません。事故の0.3%しか大手は出ていない、発生していないんですよ。

前川(邦)委員 だから……。

三浦座長 では、逆にご質問すると、24.5%と23.4%のシェアを持っていて、事故からいうと事故は何%ぐらい、0.03%ぐらいまで落ちるといえることですか。

前川(邦)委員 全体の数字というのは、そこまでは把握していませんけれども。

三浦座長 でも、この間出していただいたのは、厚労省からの公式なデータ、5カ年ぐらいの中の最終年のデータを出していただいたんですね。

高橋(元)委員 建設業で大手とか中小とかというのは、自分の店社といいますか、事業場でとらえているんじゃないですか。

高橋(哲)委員 補足しますと、いま災害統計は手元に原版はありませんけれども、建設業というのは元請から下請まで一連の請負関係がありますから、元請で被災される方はほとんどいらっしゃらない。元請の工事であっても下請の方が被災されたものは、例えばこの300人ぐらいに入るという意味ですよ。だから、大手さんの工事で事故はほとんど起きていないという意味ではない。そういう意味です。これは本当は工事の規模別とかという統計も、とりようはあるのかもしれませんが。

高橋(元)委員 建設業には店社と現場がありますので、今の話は店社の話であつて、現場の話ではない。

高橋(哲)委員 企業規模の話です。

高橋(元)委員 だから問題になっているのは、むしろ現場のほうかどうかというところで、現場が大きい小さいか、そういうデータはないですよ。

事務局 ここに出ているデータにつきましては、要するに事業場の規模別です。ですから大手の現場

であっても、小さな下請、孫請がいっぱい入っているわけですから、そういうのも含まれている数字だということですよ。

高橋(哲)委員 だから、大手さんがやっている工事では事故はない、小規模な元請のところは事故が多い、そういう単純な構図ではありません。

藤澤委員 労災事故の問題になって、それが大手の責任か、それから中小あるいは小規模の責任かという議論を始めますと、これは大変なことになってしまいます。実際この前も最高裁から判決が出た事故については、労働者性が認められないと言いながらも、大手のスーパーゼネコンの中での事故なんですね。これは、企業としては一人親方が自分で判断をして仕事をやった、それから就業する時間の最初と終わりが自分で判断ができる、それで請負であるという形で事業者性が認められて、労働者性ということはないんですよ。ただ、安全の問題に関していえば、これはやはり一人親方であろうが、大手企業であろうが、発生する状態の場所というのは同じ条件なわけですから、特に足場についていえば、スーパーゼネコンであろうが小規模事業所であろうがやっぱり責任は同じではないかと思えます。

それで、そういう意味からいくと、安全の問題と最近よくやられている労災隠しみたいな話というのが、末端ではかなりの部分で一人親方労災というような形で処理をされていて、それに入らないと現場で就業できない。特に木造の小規模事業者については次から仕事が回ってこないから、そういう形で一人親方労災を使ってしまうというような例が非常に多い。ですから、死亡事故が出ないからいいというわけではなくて、最近では頻繁に小規模事業所で足場事故というのは起きているわけですが、それが表面に上がってこないというようなことが非常に多いわけですから、その辺の問題も含めて少し議論をしていただきたいと思えます。

先ほどから聞いておきますと、手すりを上げたからその上げたところには当然、次の対策が必要なので、それがシートがいいのか中さんがいいのか、あるいは幅木が要るのか要らないのかというようなことは、総合的な判断で議論されるべきであって、一つだけでいいという話ではないのではないかと私は思います。前回休んだのですが、そういう意味で、やはり議論の進め方が細切れ過ぎるのではないかとこの感じがいたします。

三浦座長 そのとおりの考えも私は持っております。実は今日の今までお話していただいたところは、次の2ページ、3ページの話が全部入ってきております。中さんに加え、幅木、メッシュシートを設置する。次の3ページに行きますと、今度は枠組み足場で同じことをやっております。ですから、縦、横、十文字のえらい細切れの中の議論をやっている、今、藤澤先生が冒頭にお話しされたように、産業構造の問題という大変大きい問題が根底にあるよ、そちらの議論もしっかりしてほしいですねというご意見はまことにそのとおりだと思います。

例を挙げたのは、大変大きい問題だったから皆さんご存じだろうと思えますが、大工さんが指を落として最高裁まで行って負けたんですね。それは何だったかという一人親方だったという理由で、6次下請ぐらいに入っているんですね。そうしたことが本当にこの世の中にあつていいことなのかというような議論で、そういう意味で、今日冒頭も意見が出た、政治問題ですねというところにかかわってくるテーマだろうと思えます。それを中さんだ、幅木だ、メッシュシートだと枝葉末節な議論の進め方がまずいんじゃないですかというご指摘をいま受けたわけです。もっと全体、総体的に議論をすべきだと。そういうご意見と聞いてよろしいですね。

もう時間がどんどん過ぎておまして、実はいま申しましたように、2ページ目、3ページ目の議論まで進んでいるわけです。事務局、いかがいたしましょう。また同じことをここでやりますか。これは全部議論が入っているんだよね。結論が出ないんだ。

事務局 よろしければ、とりあえず(3)と(4)のコメントの確認をお願いしたいもので、こちらの説明と国際比較の部分で若干追加情報がございしますので、ご紹介だけさせていただきたいと思えますがよろしいでしょうか。

三浦座長 これについてまた議論すると同じ議論がまた出てくるような気がしてならないんです。はい、どうぞ。

事務局 それでは、コメント取りまとめということでご紹介申し上げたいと思えます。まず No. 4-3 の2ページ目の(3)でございまして、これは、めくっていただくと3ページ目に(4)がございまして、実は内容という点ではほとんど変わりございません。(3)が単管足場を想定したもの、(4)が枠組み足場を想定したものでございまして、これまでの議論の中では、単管の場合、あるいは枠組み足場の場合という意味で、あまり細かく区分が議論の中でされておりませんでしたので、コメントとしては共通のものとしています。ですので単管足場、枠組み足場は一緒にして、こういうコメントがあったということで見たいと思います。

まず2ページ目の(3)の部分でございまして、作業員の墜落・転落防止のためには、「2段手すり」と「つま先板」を設けることが必要である。

メッシュシートに係る墜落・転落事故として、作業員が墜落した際にメッシュシートが外れた事故や、足場とメッシュシートの間をすり抜けた事故等が発生している。

メッシュシートは、ボルト等の小物の飛来・落下防止に役立つものであり、人の墜落・転落防止に用いるものではない。また、その性能を持っていない。

メッシュシートがあったため、墜落を免れた事案があった。メッシュの張り方など、一定の基準を満たしていれば、メッシュシートに墜落防止の効果があり、墜落防止措置とするべきである。

事業者は、労災防止や公衆災害の防止を図るため、リスクアセスメントを行い、足場を計画するため、場所によって、必要なものが変わるので、一律に「2段手すりと幅木」というように、仕様を限定した義務化は行うべきではない。

仮設機材のメーカーは、「手すりわく」「ネットフレーム」等さまざまな機材を開発しているので、「2段手すりと幅木」というように仕様を限定されると、今後、新たな工法や機材を開発することに支障を来すこととなる。

建設業と造船業では、足場からの墜落に対する考えに大きな差があり、造船業では、飛来・落下する可能性があるという条件つきでなければ、メッシュシートは採用できない。

以上のようなコメントが挙げられております。

また、「足場安全に係る国際比較表（第2版）」ということで、No. 4-3の次にNo. 4-4という資料を本日お配りしております。これは作業がおくられておりまして、すべてがまだまとめられておりませんが、本日、アメリカとカナダの部分について追加情報がございます。

「手摺」「中さん」という横の行の項目でございます。イギリスにつきましては、これは前回と同じですが、この部分、労働者の墜落防止が一応法令で義務化されておりますが、新たにアメリカでは労働者の墜落防止が法令で義務付けられている。ただし、これはほかの選択の余地があるということが判明しております。また、カナダにつきましても、労働者の墜落防止のための措置であると法令で義務付けられていることが明らかになっております。

次にその下の段に「つま先板（巾木）」の項目がございますが、イギリスのほうでは労働者の墜落防止、また飛来・落下防止の機能が法令義務で定められていることが明らかになっておりましたが、今回、アメリカにつきましては飛来・落下防止の機能が法令で義務化されている。ただし、これはほかの選択の余地があるということが判明しております。また、カナダにつきましては、飛来・落下防止の機能が法令で義務付けられているということが新たに判明したところでございます。

詳しくは、2ページ、3ページと出典原文をつけてあります。以上でございます。

三浦座長 ありがとうございます。フランス、ドイツについては追跡調査中ということですね。引き続きよろしくお願いたします。

それでは、もう時間も押しておりますが……

高橋（哲）委員 よろしいですか。今の説明のポイントは、幅木の性格が国によって墜落防止の目的なのか、造船さんがおっしゃったように飛来・落下のために使うものなのか、そこら辺が違う。そこを認識していただきたいというための資料でございます。ただし、国際規格と合わすといっても国際規格もばらばらだと。ですから、ある意味で日本独自の考え方があっていいのではないかと私自身は思っているところです。造船さんがおっしゃるように、飛来・落下のおそれはないのだったら幅木なんか要らないんじゃないかというのも、まさしく日本、ある意味ではアメリカ、カナダに例があると。今までは、つま先板はすべて墜落防止であるように誤解がありましたけれども、そこは調べていく中でより詳細なデータがわかってきたということでございます。以上です。

三浦座長 ありがとうございます。それでは先へ進みます。

小野委員 幅木についてですが、幅木は物の飛来・落下はもちろん役立ちます。しかしながら、足場板で滑って転んだときには非常に役立つんです。転んだときはとにかくこうなるから、足から先に滑るとほとんど低くなりますからね。私は自分の経験から言っている。絶対危ない。本当に床板の端はとめなければまずい。ですから、物の飛来・落下はメッシュシートや養生ネットは非常に役立ちます。物の飛来・落下は10センチ、20センチの問題じゃなくて空間のオープンサイドが全層にわたるわけですから。そういう意味でのメッシュシートや垂直養生ネットは絶対やらなければいけないです。そのほかにつま先板は、もちろんボルトや何か足場の上を転げたやつはそこでとまります。しかしながら最も有効なのは人が転んだ場合です。これは私の経験上言っています。

ですから、実験なども非常に過酷な実験でやって、あんなことはあり得ないと。そんなことはありません。必ずあります。転んで滑った場合は必ず足元から行くとか、体はとにかく転んでいったら滑り込む。野球の滑り込みと一緒です。皆さんもつまずいて転んだことがあるでしょう。すごい衝撃ですよ。そのままとまるどころがなければどうするんですか。ですから、中さんの下からも落ちて死んだよという事故事例もこの前出しているんですよ。

高橋（元）委員 いろいろな災害事例を見てみますと、確かに転んでということもあろうかと思えますけれども、私どもの経験ではむしろ作業行動災害の場合が大半を占めています。要するに作業姿勢の問題とか作業行動とか、そういったものからある意味で墜落災害を防止しようという形をとったときには、私はむしろ手すり、シートのほうが効果はあるのではないかと思います。もちろん転んでという場合もあろうかと思えます。ただ、転ぶというのは、むしろ転倒災害といいまして、それ自体が災害でありまして、その転ぶこと自体を防止しなければいけないのも一つの大きな事業者としての責任だと思えます。そういうことを考えていただければ、どういうところに落ち着くかというのは皆さん考えていただければわかるのではないかと思います。

小野委員 転ぶというのは日常茶飯事のことで。現場で転ばない人なんておりません。

三浦座長 要はメッシュもつま先板も両方ともいいんだよということでしょう。どっちがあればいいとか、どっちがなくてもいいというような話ではないと私は思うんですが。これも含めて先ほど来、何回も言っております国交省のフォローアップ調査の要因分析の資料を次回お配りいただくようにしたい

と思います。

時間がどんどんたっておりますので先へ行かせていただきます。2時間の予定であと5分ぐらいしかないんですね。次は何でしたか。

事務局 次はNo. 4-3の4ページ目の足場組立工法のあり方というところで、手すり先行工法の普及方策についてをお願いしたいと思います。

三浦座長 これもこういう話があったよというコメントを紹介してください。

事務局 前回までのコメントでございますが、手すり先行工法については、ストップ災害の観点から、法制化するべきである。

手すり先行工法については、仮設機材の部材が増加し、現場での工程が増え、現場での手間と時間が増大することから、普及していないのではないかと。

木建工事においては、足場先行工法が普及しつつある状況であり、現時点で、手すり先行工法を義務付けられると、現場が混乱する。

手すり先行工法については、法制化する根拠となる災害データがないことから、現時点では、法制化には反対する。

これまで、厚生労働省は普及に努めてきているが、さらに、モデル事業場数を増やす努力をするべきではないか、というコメントが挙げられております。

なお、これに関しまして厚生労働省側から資料No. 4-5ということで、足場の組立て・解体中における足場からの墜落災害の9名の方のものについて分析実施をしております。まず1枚目は第1回目の検討会議で出した資料と同じものでございます。平成18年の建設業死亡災害の508名のうち、足場からの墜落災害は26件発生しております。

(2)の部分で見ていただきたいと思いますが、この26件の作業の種類ということで、こういった作業中に事故が起きたか見てみますと、②の作業の種類の部分、26人中9人の方が足場の組立て・解体中に被災されているということが判明しております。この9件の方の詳細な分析は次紙にまとめてございますので、2枚目をごらんいただきたいと思っております。

この9件でございますが、中身を見てみますと、枠組み足場が4件、単管足場が3件、移動足場が1件、つり足場1件という事故が起きております。原因を分析してみますと、まず枠組み足場の部分ですが、作業手順が本来決められた手順が守られておらず、本来足場の解体中においては先に最上部の足場板を外した上で、その次に2段目の作業員がいる交さ筋かいを外すという手順になっていたにもかかわらず、先に交さ筋かいを外されてしまったために、最上部の足場板を外し、その作業中に墜落したという事故が2件あったということでございます。

また、三つ目の橋梁建設工事の部分ですが、これは本来、移動が禁止されている北面と東面の枠組足場間の移動が、禁止されていたにもかかわらず、作業員が短絡するために交さ筋かいの隙間をすり抜けてジャンプして飛び越えようとしたときに、勢い余って転落したという事故でございます。

四つ目のタンクの塗装工事につきましては、足場を解体中に部材を置いておくステージの部分の足場材、床材が、計画以上に外した足場を積み上げたために重さで変形してしまい、その反動で上にいた作業員が下に落ちてしまったという事故が起きていました。

この9件を見ている限りでは、必ずしも手すり先行工法を導入していれば死亡事故を防げたかどうか明らかにはならなかったという状況でございます。以上でございます。

三浦座長 何かご質問はございますか。

高橋(元)委員 このモデル事業をやっている立場から申し上げますと、おおむねこれでいいのではないかと思います。モデル事業場数を増やすためには、やはりもう少し使いやすい手すり先行工法をいろいろ開発していただいて、提供していただけるとありがたいなと。我々はこれに非常に力を入れてやっているつもりですが、なかなかつけるのも苦労しておりますので、その辺のところをお願いしたい。部分的には読めるんですけども、そこを強調していただければありがたいと思っております。

菅原委員 今の災害の説明でちょっと確認したいのですが、作業手順とか現場のルールを守ればこの災害は防げたという解釈でよろしいでしょうか。

事務局 この枠組足場2件についてはその可能性が非常に高いという理解をしています。

菅原委員 ほかの件でも見ると、手順、計画、不安全行動、安全帯未使用というのがありますがけれども、現場で決めたルール等を全部守れば、この9名のうち8名は助かったかもしれないという考えをしてもおかしくはないですね。

事務局 おっしゃるとおりです。

菅原委員 ここで例えば足場の不備は特別見当たらないように思われるんですけども。

事務局 この9件を分析した限りにおいては、そのような事案はなかったということです。

菅原委員 わかりました。

小野委員 その件についていいのでしょうか。やはり去年、東京で起きた事事例はここにあります。これがこれなのかどうかわかりませんが、足場の解体中がこちらに2件ありますけれども、手すりがあれば助かったねというやつがあります。結局、これですとヒューマンエラーという感じですね。作業手順が間違ったとか不安全行動ということで結果が絞られている。こちらの別なやつを見ますと、東京の関係で2件ともそういうことにはとても思えないやつがあります。

高橋(哲)委員 発生は何年ですか。

小野委員 去年です。

高橋（哲）委員 死亡災害ですか。

小野委員 はい。

高橋（哲）委員 では、これの中に入っているはずですよ。

事務局 組立て・解体中であれば入っています。

小野委員 解体中が2件ありますね。また後でこの見比べ合わせをしてください。

高橋（哲）委員 それはオープンにされている資料。

小野委員 そうです。オープンにされている資料です。

高橋（哲）委員 うちには内部資料でかなり細かく現場の監督官がヒアリングした結果なども踏まえた分厚い資料からまとめたもので、その概要の段階でそちらはつくっておりますので、必ずしもイコールではない。分析は我々のほうが進んでいる、情報量としては多いと。

小野委員 後で整合してもらえばいいと思います。少なくともこれを読んだ限りでは足場の解体中最上段の部分で、その足場を解体したものを運搬中に落っこったと。手すりになかったというイメージのものを書いています。

前川（邦）委員 このデータはたしか、前回この手すり先行工法の法制化云々という話が小野委員から出たので、法制化に関してはデータとか何かがあるのかという私の質問に対して出てきた答えですよ。この追加はよろしいんですけども、手すり先行に関しては、裏づけの資料としては枠組みだけでいいわけですよ。単管足場とか移動足場とかつり足場はまず手すり先行ということは、以前から問題があった法制化に関係ないですよ。枠組みだけです。

事務局 そういうことで今、4件の工程を説明したのです。

前川（邦）委員 だから絞り込めば枠組みの死亡事故が4件あったと。その4点とも今のご説明によりますと、何も設備先行云々ということにかかわらないところで事故が起きているということですよ。だから、手すり先行しているからどうのこうのということで、これが防げるか、防げないかという話じゃないということですよ。

三浦座長 前にいただいている災害死亡データと今日いただいたのとダブっているのか、どれとどれが一致しているのか、次回で結構ですから確認しておいてください。よろしいですね。

高橋（哲）委員 これは毎回同じベースの資料です。その中のそれぞれ解体中をとったりしていますから、整合しています。

三浦座長 整合しているのだったら、前にいただいたデータの中のこれですと（確認してください）。理解いただけましたか。

事務局 よろしければ今お答えします。第1回目の……。

三浦座長 今日、資料を持っていないんだけど、まあどうぞ。

事務局 整合性をとっておりますので、詳しくは座長に個別にご説明申し上げます。

三浦座長 こういう事故というのは、何とかかんとかの何番の幾つとか番号がついているとわかりやすいですね。ピッと合うじゃないですか。

はい、次は。

事務局 最後にNo.4-3の5ページ目、足場の安全点検の部分、これは（1）から（3）まで3項目ございしますが、もしよろしければまとめて説明をやりたいと思います。

三浦座長 （1）（2）（3）全部一緒にしてください。

事務局 それでは説明申し上げます。まず（1）点検の結果の記録・保存についてでございます。現行規定では、点検の実施が義務付けられており、点検結果の記録・保存義務はないが、点検を行ったのであれば、それをチェックリストとして記録し、保存するべきである。

建設現場の元方事業者は、毎日、作業に応じて点検を行っている。点検を行うことが重要であり、記録を保存することは重要ではない。

足場は作業の状態によって変化するため、作業の都合により、作業中に手すりを取り外し、放置される場合があるので、点検は定期的に行う必要がある。

（2）点検の実施者については、現行規定では、点検の実施は事業者が義務付けられているが、点検の実施に当たっては、事業者は第三者である有資格者に委ねるべきである。

点検については、建設現場の元方事業者が責任を持って、自ら実施している。建設現場事業場の元請に任せて支障はない。

足場の組立て等作業主任者の業務のひとつとして、点検を制度化しても支障ない。

国土交通省が推奨する第三者点検制度において、点検自体に問題があって事故が発生した場合、だれが責任を取るようになるのか明確にするべきである。

労働安全衛生法では、点検自体に問題があって事故が発生した場合、だれが責任を取るようになるのか明確にするべきである。

（3）点検実施者に対する教育については、点検は日々変わるものであり、点検手法が難しい。このため、点検を担う者のために、新たな教育が必要である。

足場の組立て等作業主任者技能講習の講習内容には、点検に関することも含まれており、足場の組立て等作業主任者技能講習の修了者であれば、点検の実施に当たっては、基本的に支障ないと言える。

以上のコメントが挙げられております。

三浦座長 私はこれ以外のコメントを述べているとか、そのほかございましたらご意見をどうぞ。関連して資料 No. 4-6。

野中委員 最初の点検の記録・保存については、2番目の丸ですけれども、重要でない、したがって義務付けする必要はないというご意見ですか。

三浦座長 よろしいですか。ほかにございますでしょうか。

事務局 この件に関しまして、前回、国土交通省と厚生労働省に確認の部分がございまして、説明を申し上げたいのですが、最初にまず国土交通省のほうからお願いしたいと思います。

石崎委員 それでは、資料 No. 4-6 でございます。私は後任でございますので詳しく承知しておりませんが、前回、8 ページ目のアンダーラインのところと 10 ページ目のアンダーラインの部分がどういうことを意味するかというのを調べて回答するようにということだったと聞いております。

まず「当該足場の組立て作業を完成した者以外の専門知識を有する者」についてですが、これは文字どおり読んでいただいて、当該足場の組立て作業を完成した者を除くすべての者を指すということでございます。同一事業所内の別の方、当該足場の組立て作業に従事しなかった者も含めまして、それだけではなくて当該建設工事とは無関係な第三者もこれに該当するというところでございます。

それから「推奨する」という部分の意味ですが、これは実施を強制するものではなくて、可能であれば実施が望ましいというふうにご理解いただければということでございます。以上です。

事務局 続きまして、厚生労働省の部分でございますが、No. 4-7 をごらんいただきたいと思います。ご質問がありました関係については、現行法規の解釈に当たるものでして、今回想定事例ということでもまとめさせていただいています。労働安全衛生規則、これは点検に係る規定ですが、この規定に基づいて足場の点検を事業者が第三者である足場の点検業者に請け負わせたが、この点検の瑕疵により、足場が崩壊し、足場上で作業していた労働者が被災した。こういった場合を想定して法解釈の検討を行っております。

(1) として、本件において事業者は同規則、安衛則に基づく責任を果たしているかと言えるかどうか、(2) として、これは点検の請負業者ですが、第三者は労働安全衛生法に基づいて罰せられるかどうか、まとめてみました。

一つ目の部分については、括弧の下にある (1) についてというところですが、この事業者は労働安全衛生法第 20 条及び労働安全衛生規則第 567 条上の責任を果たしていたと言えないということになります。これは、これらの関係法規が事業者に点検と補修の義務を課しておりまして、これを適切に履行していなかったために足場が崩壊するということですので、責任が果たされていないという指摘になります。

また、2番目の第三者の点検者の部分についてですが、こちらのほうは仮に事故があったという点で、法 20 条の違反ということになっていても、これはあくまでも事業者に課せられた義務であって、第三者に義務を課せられていたものではございません。よって、安全衛生法の罰則規定によって罰せられることはないというところでございます。

また、理由のところでお書きがございしますが、これは民事上の責任関係を整理したものではございませんので、民事上の責任をとられる可能性はあるということでございます。

2枚目に安衛法の二十条、罰則の百十九条、安衛則の五百六十七条を参考として添付しています。以上でございます。

高橋(哲)委員 補足いたしますと、労働安全衛生法というものは基本的にその労働者を雇用する事業者に直接義務を課している。例えば一番いい例でわかりやすい例を挙げますと、雇い入れ時教育の義務がありますね。雇い入れるときに安全衛生、この機械を使ったら危ないよ、こういう作業をやる時はこういうことを注意しなさいよというのは、労働安全衛生法に義務付けがあるんですけれども、これを例えば第三者に頼むと、これは事業者の責任放棄だと。それと同じ意味です。ですから、567 条の点検は少なくとも第三者に外注することはできませんという趣旨でございます。

ただ、注意していただきたいのは、567 条を上回るオプション、さらにオプションで何か別のことをやる、例えば定期的に四半期に一回別途やるとか、567 条の点検を事業者がやった上で、それ以外の点検、それを上回る点検を第三者に委任することを妨げるものではないという意味でございます。以上です。

三浦座長 よろしゅうございましょうか。何かご質問は。藤澤先生、何かございますか。

藤澤委員 この事業者というものの定義はどうなっていますか。

高橋(哲)委員 事業者というのは労働者を雇用する者で、事業を行う者で労働者を使用する者を言うということで、例えば会社であれば法人そのもの、それから個人経営者であれば個人そのものを言います。それで、直接雇用ですから例えば請負業者の労働者に関して、事業者は直接雇用する例えば 1 次下請なら 1 次下請の事業主のことです。

藤澤委員 けれども建設業の場合は、非常に元下関係が重層になっていまして、この場合の事業者というのは、どこまで及ぶかというところが(なかなか難しい)。先ほどの例えば資料 No. 4-3 の最後の 5 ページですが、「建設現場の元方事業者は、毎日、作業に応じて点検を行っている。点検を行うことが重要であり、記録を保存することは重要でない」「建設現場の元方事業者が責任を持って、自ら実施している」と書いてあります。この文面を読むと、この事業者とこの事業者の違いはどのようなふう解釈(すればいいですか)。

高橋（哲）委員 元方事業者がやった記録を活用できれば、当然、その下請事業者がやったものとして扱って差し支えないというのが一般的な解釈でございます。同じ点検を同じ日に、厳密に言いますと、強風、大雨、大雪というふうに限定されておりますけれども、このときに元請の作業員がやった。たまたま下請の作業員も使うから、同じように点検するかと（いうと）、二度、三度同じ点検をやる必要はございません。それは元請がやった結果をきちんと伝達して、点検を終わったよということであれば、それは下請の事業者がやったこととしてみなされるという法例解釈になっております。

藤澤委員 建設現場の場合は、足場の場合は非常に不特定多数の工事業者、あるいは見学者も使用する場合がありますね。そういう場合は、この元方事業者が責任を持ってチェックをしているから、それですべての責任は元方事業者にあると判断するのか、あるいはそれを使用する事業者が責任を持つのか、建てた事業者が責任を持つのか、この辺の解釈が非常にあいまいだと思います。

高橋（哲）委員 ここでは出ておりませんが、注文者の義務という安全衛生法の31条というのがございまして、足場の構造要件等につきましては、注文者、一般的には元請になりますけれども、元請にすべて義務を課しております。点検については下請のみが使うケースもありますので、下請事業者が使う場合に、こういう場合には点検をしないということになっております。行動要件につきましては、安全衛生法の31条に注文者がすべて、安衛則の一定の条文について基準に適合したものにしななければならないということで、これはかなり整理されている条文でございます。いわゆる元請の義務と特定元方事業者の義務とは別に注文者の義務、足場の所有者としての管理監督者の義務という形で整理されております。

藤澤委員 今の説明だけで十分理解ができないんですけれども、実態は製造業であれば工事用の設備として足場を考える必要があるわけですが、下請業者が仕事をする場合は、設備として考えるのか、あるいは共用の部分として考えるのか、この辺の……

高橋（哲）委員 設備として、まさしく同じように考えています。

藤澤委員 そうなると、下請業者が仕事をやる場合に、事前に自ら点検をするという形になるんです。

高橋（哲）委員 原則としてはそれが適用されると思います。ただ、同じ点検を二度やるか。これはほかの法令でもあるんですけれども、作業環境測定というところの条文で明確な解釈例規がございます。確かに請負業者が何社も入ると。ただ、空気環境中のアスベスト解体工事のときに、各社がみんなはかるかという、それはどこかがはかったやつを活用したっていいであろう。それと同じ解釈になると思います。ですから、同じときに同じ点検をやる、関係業者、元請も同時に作業するのであれば、どれかの方がやった点検の結果を活用することは安全上何ら支障ないという考え方です。

藤澤委員 これについては私も少し資料に当たってみて、実際の事故の事例と照合してみたいと思います。今おっしゃられたような解釈だけではなかなか難しいところがあるのではないかと私は考えております。

高橋（哲）委員 ゼネコンはどうなんでしょうか。4社か5社一遍に作業しますね。4社か5社みんな同じ点検をさせるということが合理的かどうか。どこかのものを活用するのが一般的で、かつ効率的ではないかと思えます。点検に関してですよ。足場の構造については、先ほど申し上げましたように、多くの場合、元請になります。注文者義務といいましてかなり細かい、事業主が守らなければいけないような、下請が適正な足場が使えるように元請が足場の構造をきちんとしなければいけないという義務が明確に書かれております。以上です。

三浦座長 藤澤先生はご専門なのに理解できない。私などは何を聞いてもわからないですね。

藤澤委員 安全に関しては元請責任というのが非常に大きいとは思っておりまして、そういう意味からいうと、元請がすべて責任を持って自ら実施しているところにも書かれておりますから、その部分についてもやはり義務付けとか罰則というようなものが法令で裏づけられている必要があるのではないかと思います。

才賀委員 法令では罰せられますよね。

高橋（哲）委員 2枚目に法令の罰則が書いてあります。

才賀委員 我々も例えば足場を使った場合、一番最後に使った人が責任をとるんです。

高橋（哲）委員 注文者ですか。

藤澤委員 直近ですか。

才賀委員 そうです、直近。例えば手すりを外したとなるでしょう。それがたまたま監督署が回ってきたと。そのときに手すりが外れていた、この手すりというのですぐとびが呼ばれます。おまえらの仕事が悪いかととびが手すりを外したんだろうといったときに、とびが実はこれは何月何日に全部できてゼネコンさんに渡しましたと。そうすると調べてくると、何月何日に大工が使ったなど。大工さんどうしたと聞くと、大工は私は取りませんでした。その次に鉄筋屋さんか。取りましたという、鉄筋屋さんに是正勧告が発せられる。

藤澤委員 直近がすぐわかればいいんですが。

才賀委員 建設現場というのは大体わかります。

藤澤委員 住宅の現場とか小規模のところは入れかわり立ちかわり入っているから、そういう事例というのはなかなかチェックはしにくい。

才賀委員 大型工事だといつだれがどこで何をやったかというのは大体わかります。

三浦座長 作業記録がきちんと残っているんですね。

藤澤委員 それから毎日打ち合わせがある。そういうところはいいんですけれども。

小野委員 元方事業者は、足場、材工込みで一式請け負わせる場合もあるわけです。元方事業者の人が実際問題、日常そこにはいないという現場もたくさんあります。設備なんかもたくさんそうですね。材工持ちで、だから発注者としては足場をどうつけようが関係ないわけです。そういう場合もあります。そういう場合も含めて藤澤先生は言われたのかもしれませんが、確かにいろいろ複雑な問題があります。

三浦座長 私の記憶では、今、藤澤先生が資料を見て何かおつくりいただけるというようなニュアンスで聞いたのですが。

藤澤委員 私はどちらかというと小さな組織とおつき合いをしているものですから、そういう事故例がよくあるんですね。そういうふうになると結局、責任の所在がはっきりしないのと、先ほどのほとんどの下請が一人親方という事業者であるということで、ほとんど表面に上がってこなくて処理をされているという例が多いものですから、そういうことからいえば、やはりある意味で住宅の場合は元請責任というのはいっしょにしっかりとるべきではないかという感じがいたしますので、ちょっと申し上げたわけです。

三浦座長 公開できる資料あるいはコメント等がございますれば、言葉でなく文書で提出していただいても結構でございますので、ぜひご提供いただければと思います。ほかにもございませんね。もう早くたばこが吸いたくてしょうがないものでして、次は何ですか。

事務局 資料 No. 4-8 に実務者ヒアリングの件がございます。

三浦座長 その前に何か教育の話がなかったですか。これはよかったですか。

事務局 特にご意見がないようであれば。

三浦座長 はい。それでは No. 4-8 をよろしくお願いします。

事務局 これまで4回にわたり皆様方に足場の墜落防止措置に関するご検討をお願いしておりましたが、ここにきて振り返ってみますと、実際の現場において足場の組立て・解体作業の実務に携わっている方、あるいは組立てられた足場の上で作業を実際にされている方の、いわゆる現場の声といったものを必ずしも把握できていないという状況でございます。そのため大変急ではございますが、来る金曜日に実務者のヒアリングを座長の招集のもとに開催したいと思っております。詳しくは資料 No. 4-8 のとおりでございます。下記としてございますが、期日は今週金曜日の午後3時から5時まで、場所につきましては産業安全会館の8階会議室でございます。メンバーは別紙のとおりでございます。ヒアリング項目については、(1) 墜落防止措置の強化対策について、(2) 足場組立工法のあり方について、(3) 足場安全点検についてということで、本研究会の議論に資するヒアリングを行いたいと思っております。

また、メンバーにつきましては、2枚目の別紙のとおりでございます。事務局としましても実務者の方の忌憚のない意見交換のためには、極力中立的な見地でヒアリングの場を設定したいと考えまして、こちらにありますとおり、座長を初めとする学識経験者の委員の皆さん、そして行政関係者ということで、本研究会の委員のメンバーを絞り込みまして実務者ヒアリングを実施したいと思っております。

なお、実務者の所属業界団体ということで、2番目のところに合計9の団体を記しておりますが、こちらの業界の団体の関係の方に当日はお話を伺う予定にしたいと思っております。内容については以上でございます。

三浦座長 27日という今週ですが、ここに名前が挙がってしまった人たちは、恐れ入りますがお時間を繰り合わせていただければと思います。私は気が重いですけれども、お引き受けした以上、鋭意ご協力したいと思います。また、行政の方々は大変お忙しい中だろうとは思いますが、ご協力いただければと思います。

なお、ここでのヒアリングは企業、出席者を含め、すべて匿名で行いたいと私は事務局に申し入れておりますが、よろしいですね。——はい。

以上でございます。あとはありましたっけ。

事務局 次回のことでですね。

野中委員 すみません、ちょっと質問です。この会と今のヒアリングの位置づけというのは、どういう関係にあるのでしょうか。

事務局 根拠としましては、本日特にお配りはしておりませんが、1回目に配付しております本研究会の設置要項に基づきまして実施することにしてあります。詳しくは設置要項の3の中に、調査研究会の設置と検討等という項目がございます。読み上げますと、「なお、検討に当たっては、必要に応じメンバー以外の専門家等からの意見聴取を行うものとする」という規定がございます。こちらを今回根拠にこの実務者ヒアリングを開催したいと思っております。

また、当然のことながら、参加されない委員の皆さんがいらっしゃいますので、座長を初め学識経験者の方々がお話を伺われますので、そのあたりのヒアリングした情報内容につきましては事務局が責任を持って整理し、学識経験者の委員の皆さんの監修のもと、次回の会の前に各委員に報告申し上げたいと考えております。

三浦座長 次回は8月1日。

事務局 次回について説明したいと思います。8月1日午後3時から午後5時まで。今日お配りした資料にあります。三田にある安全衛生会館です。この前は産業安全会館というところの8階でやったのですが、そことは違う建物ですのでご注意ください。その同じところから入っていきますと、左の

ほうに守衛さんのところがあって、そこを真っすぐ行っていただき、突き当たりを右に行ったところにエレベーターがありますので、それで13階に上がっていただければと思います。

今後、第6回が8月8日15時からボイラ協会、第7回が8月29日13時からまたここボイラ協会で開催します。当日どうしても出席できない方は、なるべく代理の方に出席していただくようお願いいたします。

なお、本日の議事録につきましてはまとまり次第、各委員に確認をお願いいたしますので、ご対応方、よろしく申し上げます。

以上をもちまして第4回目の足場からの墜落防止措置に関する調査研究会を終了します。

三浦座長 随分早いな。それは早く終わってもらうのは大いに結構ですが。

次回までにこのヒアリング結果も鋭意整理して、学識経験者のチェックを受けた上、次回にとおっしゃったけれども、これは27でしょう。28、29は選挙だよ。30、31、1日ですよ。その間に学識経験者にチェックして（というのは）大変だと思うな。

事務局 一応（8月）1日の2日ぐらい前までに事務局のほうでまとめのメモをつくりまして、恐らく委員の先生方からご確認いただく時間的な余裕がないと思いますので、お渡しだけして意見をまとめておいていただいて、事務局が次回の会議で報告するときに、補足説明等をお願いしたいと。よろしいでしょうか。

三浦座長 わかりました。でも、選挙に行かないで仕事をやっつけてはだめですよ。大変な時間だと思えます。働き過ぎだよ。下手すると土曜日を使わないとできないよね。まあいいや、私が働くわけじゃないから。頑張ってやってください。

ではよろしゅうございますか。締めさせていただきます。大変ハンドリングが下手くそで申しわけなく思っております。どうもありがとうございました。

— 了 —